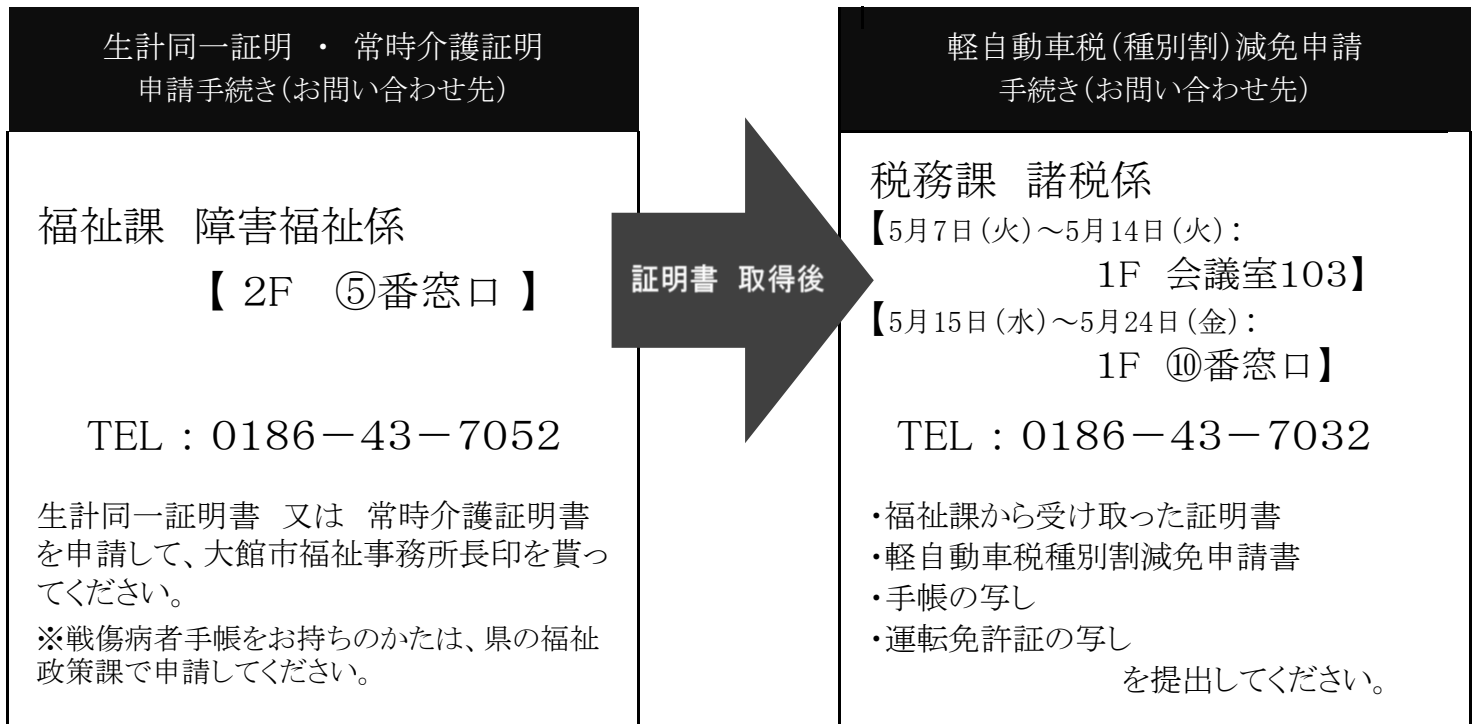


## 生計同一証明・常時介護証明申請書について

運転者が、障害者手帳所有者と同居していない、又は世帯分離している場合は、生計同一証明書又は常時介護証明書が必要になります。

福祉課障害福祉係にて、別紙生計同一証明書又は常時介護証明書を申請し、押印された状態の証明書を、減免の申請書と併せて税務課諸税係までご提出ください。



### 【減免申請時に必要な証明書】

① 運転されるかたが、手帳をお持ちのかたと、同じ住所であり、別世帯である場合  
・生計同一証明書

2. 手帳をお持ちのかたが、施設に入所されている場合  
・生計同一証明書

※証明書を申請する際、①の書類を障害福祉係に提出する必要があります。

① 帰宅状況証明書 (※入所先に証明して貰ってください)

3. 運転されるかたが、手帳をお持ちのかたと、別の住所である場合  
(※手帳をお持ちのかたが、障害者のみで構成された世帯に属している場合のみ)

・常時介護証明書

※証明書を申請する際、①~③の書類を障害福祉係に提出する必要があります。

① 誓約書

② 運行計画書

③(運行計画書の)証明書 (※通院先の病院に証明して貰ってください)

自動車税等に係る生計同一証明書

【 生 計 同 一 者 運 転 】

1 身体、 精神又は 知的障害 者	住所				
	氏名				
	職業		生年 月日		年齢 歳
2 自動車 の運転者	住所				
	氏名			身体障害者等 との関係	
3 自動車 の所有者	住所				
	氏名			身体障害者 等との関係	
4 自動車の使用目的			のため	対象自動車 (登録番号) ※新車の場合 は空欄	

上記2の自動車の運転者は、上記1の身体障害者等及び上記3の自動車の所有者と生計を一にしており、自動車の使用目的が上記4のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

町 村 長

印

大館市福祉事務所長

印

秋田県健康福祉部福祉政策課長

印

保 健 所 長

印